

# 一般社団法人福島復興ソーラー・アグリ体験交流の会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人福島復興ソーラー・アグリ体験交流の会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福島県南相馬市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、太陽光発電および農業の仕事体験を通して、南相馬をはじめとする福島の子供たちの環境学習を支援するとともに、全国との交流による福島への信頼の回復に努め、福島の人々の生活と産業の復興に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 南相馬をはじめとする福島の子供たちを対象とした自然エネルギーと農業の体験学習
2. 南相馬の人々の日常について全国への発信と共有
3. 自然エネルギーと農業の体験学習を通した福島と全国の交流活動
4. 体験交流事業の世話人（ファシリテーター）の地元採用と育成
5. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

## 第2章 契約及び会計

### (寄附)

第5条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は法人からの寄附によって事業を推進する。

### (事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業報告及び決算)

第7条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会で承認を受けた後、寄附者に報告する。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

### (剰余金の分配の制限)

第8条 当法人は、社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

### (報酬等)

第9条 当法人の理事及び社員は、無報酬とする。

## 第3章 社員

### (入社)

第10条 当法人は、当法人の事業に賛同し事業の推進に役務をもって協力する者によって構成する。

### (社員の資格の取得)

第11条 当法人の社員となろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を得なければならない。

### (任意退社)

第12条 社員は、別段に定める退社届を提出することにより、任意に退社することができる。

#### (除名)

第13条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき。
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (社員資格の喪失)

第14条 前2条の場合のほか、社員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 総社員が同意したとき。
2. 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

### 第4章 社員総会

#### (構成)

第15条 社員総会はすべての社員をもって構成する。

#### (開催)

第16条 社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年6月にこれを開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

#### (招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

#### (議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

#### (決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 社員の除名
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2　議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設置)

第21条　当法人に理事5名以内を置く。

2　理事が2名以上ある場合には、そのうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第22条　理事は、社員総会の決議によって選任する。

2　代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(役員の役割)

第23条　理事は、代表理事が適宜招集する理事会に出席し、当法人の事業運営について協議する。

(役員の任期)

第24条　理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2　補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。  
3　理事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、役員としての職務を行う。

(役員の解任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

## 第6章 公告の方法

(公告の方法)

第26条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第7章 残余財産

(残余財産の帰属)

第27条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国又は地方公共団体もしくは他の公益社団法人に帰属するものとする。

平成25年4月1日

上記は、一般社団法人福島復興ソーラー・アグリ体験交流の会の定款に相違ない。

一般社団法人福島復興ソーラー・アグリ体験交流の会

代表理事 半 谷 栄 寿